

三笠市食のまちづくり基本計画

令和4年3月
三笠市

目次

ごあいさつ

第1	目的及び基本的な考え方	2～5
1	基本計画策定の目的	2・3
2	基本的な考え方	4・5
(1)	基本理念	4
(2)	基本的な施策	5
第2	食のまちづくり基本条例の基本理念及び大綱に基づく基本的施策等	6～22
1	食育を通じた健全で豊かな食生活の推進	6～10
2	食に関する教育の推進	11・12
3	食を活用した産業及び経済の推進	13～15
4	食を育む環境の推進	16～18
5	食と連携した観光の推進	19・20
6	その他の食のまちづくりの推進	21・22
第3	推進体制等	23
1	推進体制	
2	計画期間	
3	参考資料	

こ あ い さ つ

三笠市は、明治の原野に石炭を発見し、開拓の狼煙を上げ、炭鉱を開き、集治監囚徒の辛く厳しい労苦に力を得、開かれたまちです。

当時の三笠は、「豺狼熊罴人ヲ害スル獸ノ潜匿スル所（小松宮彰仁親王紀行文）」
「人煙絶無の地にして森林蒼鬱、荆棘繁茂し実に熊狼の巢窟なり（空知集治監沿革記）」という過酷な環境でありましたが、先人が荒れ野に鋤を入れ、切り株を起こし、田畑を拓き、疫病や怪我などに苦しみながら、たくさんの血と汗と努力によって作られた野菜は、質の高い「市来知もの」として多くの道民の健康と体力づくりに寄与し、北海道の食及び周辺地域の農業に大きな影響を与えてきました。

また、平成24年度に開校した道内唯一の食物調理科単科校である北海道三笠高等学校は、社会で活躍できる幅広い視野を持った食のプロフェッショナルを育成し、生徒たちは各種コンクールで優秀な成績を収めているほか、三笠高校生レストラン MIKASA COOKING ESSOR は、全道のお客様に支持される存在であるとともに地域の食を支える核となっています。また、高校生が調理や接客、コスト管理などを実践的に学ぶとともに、これまで輩出した卒業生については、北海道内はもとより全国各地で活躍し、最近では経験を積んだ卒業生が回帰して市内で開業するなど、まちに好循環の芽が育ち始めています。

『三笠市食のまちづくり基本条例』は、このような歴史的背景や実績を踏まえ、これからの食のまちづくりの根幹になるものとして制定されました（令和3年9月30日公布、令和4年4月1日施行）。

この条例では、三笠市が食と深い繋がりを持った“食”のちからにあふれたまちであることを示すとともに、「市民一人ひとりの健全で豊かな食生活の向上」と「食を通じた地域の活性化」を目指して、市民、教育関係者等、事業者、関係団体の方々との協働を図りながら、食のまちづくりに取り組むことを規定しています。

本計画では、条例、大綱に基づき「市民一人ひとりの健全で豊かな食生活の向上」として、食育を通じて、食が全ての健康づくりの基礎であることの浸透を図るなど、食を通じた市民の健康増進に取り組んでまいります。

また、「食を通じた地域の活性化」については、食を通じた市民の健康増進の取り組みを進めるなかで、これと連携して、食に関連した産業や経済などの促進に繋がる事業の展開を目指してまいります。

最後に本計画の推進にあたり市民の皆様、議員の皆様、関係団体等を含め更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

三笠市長 西城 賢策

第 1

目的及び基本的な考え方

1 基本計画策定の目的

『三笠市食のまちづくり基本条例』は、本市の歴史的背景や三笠高校などの実績を踏まえ、これからの食のまちづくりの根幹になるものとして制定しました（令和3年9月30日公布、令和4年4月1日施行）。

この条例では、三笠市が食と深い繋がりを持った“食”のちからにあふれたまちであることを示すとともに、「市民一人ひとりの健全で豊かな食生活の向上」と「食を通じた地域の活性化」を目指して、市民、教育関係者等、事業者、関係団体の方々との協働を図りながら、食のまちづくりに取り組むことを規定しています。

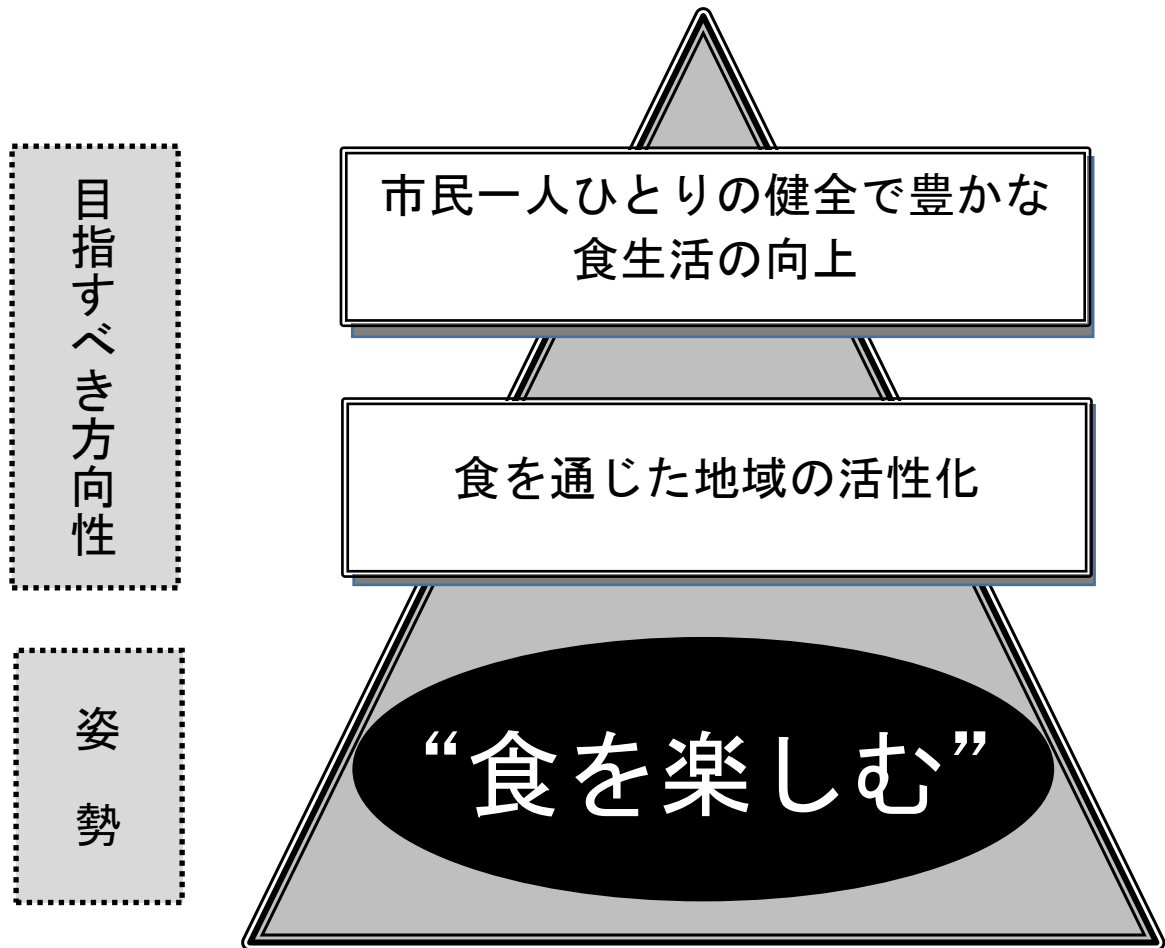
特に、「市民一人ひとりの健全で豊かな食生活の向上」については、食育を通じて、食が全ての健康づくりの基礎であることの浸透を図るなど、食を通じた市民の健康増進に取り組んでまいります。

また、「食を通じた地域の活性化」については、食を通じた市民の健康増進の取組みを進めるなかで、これと連携して、食に関連した産業や経済などの促進に繋がる事業の展開を目指してまいります。

さらに、この二つの目指すべき方向性に加え、「食を楽しむ」ことを共通の取り組む姿勢として進めてまいります。

本基本計画では、三笠市食のまちづくり基本条例第3条の基本理念及び第9条の施策の大綱並びに第10条の基本計画の策定に基づき、本市が推進すべき必要な基本的施策等について、具現化するため本計画を策定するものです。

※ 目指すべき方向性及び姿勢



三笠市食のまちづくり基本条例は、上記のように「市民一人ひとりの健全で豊かな食生活の向上」と「食を通じた地域の活性化」を目指すべき方向とする中で、“食を楽しむ”ことを姿勢として進めていきます。

2 基本的な考え方

食のまちづくりは、三笠市食のまちづくり基本条例の基本理念及び施策の大綱に掲げる次のようなまちづくりが構築されることを目指します。

(1) 基本理念

- ア. 食のまちづくりは、食が生命を養い、健康を保つために欠くことのできないものであることを認識して、食育を通じた市民の健全で豊かな食生活環境の充実及び発展に努めるものとする。
- イ. 食のまちづくりは、北海道三笠高等学校の生徒やその卒業生をはじめ、誰もが食に関する知識又は技術若しくは技能を学べる環境の充実及び発展に努めるものとする。
- ウ. 食のまちづくりは、食を多様に活用することにより本市の産業全体が発展し、市内経済の持続的な振興が図られる環境の充実及び発展に努めるものとする。
- エ. 食のまちづくりは、我が国の食糧自給率の向上を目指すとともに、本市の旬の食材を食する地産地消の促進及び食の安全性の確保を図り、食を育む環境の充実及び発展に努めるものとする。
- オ. 食のまちづくりは、食が観光における基本的なサービスの一つであり、来訪者に本市の特性を感じさせる重要な要素であることを認識して、食と連携した観光の充実及び発展に努めるものとする。
- カ. 食のまちづくりは、食が日常生活に深く関わるものであることを認識して、市、市民、教育関係者等、事業者及び関係団体が主体的に参画し、互いに理解し合い協働して推進するよう努めるものとする。
- キ. 食のまちづくりは、本市の肥沃な大地によって育まれた食味の高い食材を活用するとともに、北海道各地の滋味豊かな食材を積極的に取り入れ、北海道全体の食との連携にも努めるものとする。

(2) 基本的な施策

- ア. 食育を通じた健全で豊かな食生活の推進に必要な施策
- イ. 食に関する教育の推進に必要な施策
- ウ. 食を活用した産業及び経済の推進に必要な施策
- エ. 食を育む環境の推進に必要な施策
- オ. 食と連携した観光の推進に必要な施策
- カ. その他食のまちづくりを推進するうえで必要となる施策

これらの食のまちづくりの推進に向け、「第2 食のまちづくり基本条例の基本理念及び大綱に基づく基本的施策等」で、基本的施策（具体的事業）を示します。

なお、各施策の現状と課題は、三笠市食のまちづくり基本大綱で示しており、重複するため、この基本計画では、基本方針及び基本的施策（具体的事業）を中心に計画を策定しています。

第2

食のまちづくり基本条例の基本理念 及び大綱に基づく基本的施策等

1 食育を通じた健全で豊かな食生活の推進

(1) 基本方針

食は生命を養い、健康を保つために欠くことのできないものです。

そのため、健全な食生活を日々実践し、おいしく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが必要です。

国は、「食育基本法」を制定し、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的として「食育推進基本計画」を策定しました。

本市においても、既存の計画において施策を推進してきましたが、さらに食育を通じた豊かな食生活の推進を図るため、「三笠市食育推進計画（仮称）」を策定し、市民が医食同源などの食に関する知識を深めるとともに、食に関わる機会の創出に努め、健全な食生活を送れるよう、生活習慣病の予防や改善と健康寿命の延伸を図るため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 基本的施策（具体的事業）

ア 三笠市食育推進計画策定事業	国の食育基本法に基づき、「三笠市食育推進計画（仮称）」を策定し、食育を通じた豊かな食生活の推進等を図ります。
イ 乳幼児健康診査事業	4・6か月健診及び1歳6か月健診、3歳児健診の実施にあ

	わせ引き続き保健指導に加え、 栄養指導を実施します。
--	-------------------------------

ウ 子育てサロン実施事業	1歳未満児を対象としたベビ ーヨガや1歳から2歳未満ま での幼児を対象としたリトミ ックなどの運動教室と同時に 離乳食や幼児食教室を実施し、 乳幼児の食を通じた健康増進 を図ります。
--------------	---

エ 市立保育所児童・放課後児童ク ラブ・地域子育て支援拠点食育推進 事業	市立保育所での苗植え体験 や収穫体験、季節に応じた調理 体験を通して、児童等が農作物 の大切さや自然の恩恵、調理す る方への感謝や調理の過程の ほか、食文化などの理解を深め ます。また、放課後児童クラブ において、食に興味や関心をも つよう身近で、簡単なおにぎり やサンドウィッチ等を児童及 び職員で調理し、食育を推進し ます。 さらに岡山地区の道営住宅 内にある地域子育て支援拠点 施設で、利用者を対象とした栄 養士による食育講習会を開催 します。
--	---

<p>オ 小・中学校食育授業</p>	<p>新学習指導要領を基本に、義務教育の９年間をとおした食育について、引き続き取り組みます。</p>
<p>カ 学校給食レシピ発信事業</p>	<p>学校給食の人気メニュー等について、写真やレシピをSNSで発信し、家庭等での食育に寄与できるよう取り組みます。</p>
<p>キ 地域おこし協力隊等料理教室</p>	<p>地域おこし協力隊等による料理教室を開催し、食に関わる機会の創出と健全な食生活の向上を目指します。</p>
<p>ク 生活習慣病予防水中運動教室実施事業（調理実習）</p>	<p>水中運動教室の参加者を対象として、生活習慣病の予防を目的とした調理実習教室を引き続き実施します。</p>
<p>ケ 食育講演会実施事業</p>	<p>市民に食育の基礎となる知識の習得や食のまちづくりの機運の醸成をより深めるため、食に関わる講演会を開催します。</p>

<p>コ コミュニティサポート事業活用 高齢者栄養指導推進事業</p>	<p>各地区のコミュニティサポート事業の開催日に概ね月1回、管理栄養士が高齢者等の食事の摂取状況等を聞き取り、必要な栄養指導を行い、バランスの良い食事や効果的な栄養の摂取を啓発し、食生活の改善等をとおし、健康増進を図ります。</p>
---	--

<p>サ 訪問型高齢者栄養指導実施事業</p>	<p>管理栄養士が地域包括支援係と連携し、高齢者を対象として訪問型の栄養指導を行い、バランスの良い食事や効果的な栄養の摂取を啓発し、食生活の改善等をとおし、健康増進を図ります。</p>
-------------------------	--

<p>シ 食と健康等産学官連携推進研究事業</p>	<p>大学等や企業等と連携を検討した中で、市民の健康増進や産業振興等の取組みを後押しする仕組みづくりを研究します。</p>
---------------------------	---

<p>ス 食と健康ボランティア事業</p>	<p>食と健康づくりのボランティアとして、保健推進員を地域での相談やふれあい健康センターと市民等をつなぐ役割り</p>
-----------------------	---

を担うよう取り組みます。



食のまちづくりの第一歩

”楽しい食事”を薬にしましょう！

「楽」に草冠をつけると「薬」になります。この字源については諸説ありますが、古来、薬は植物を用いたのが始まりと考えられ、痛みを“楽”にする草で「薬」になったとする説や、“楽”には癒すという意味もあり治療に使う草で「薬」になったとする説もあるようです。

現在では、薬といえば病院で処方される飲み薬など連想されるでしょう。しかし、薬の原点に返って「体を楽にするもの」「体を癒すもの」と考えれば、もっと身近なものも薬になります。それは、毎日の食事です。食事は、生命や健康を保つために欠かせないものですが、規則正しい食生活は日本人の最大の死亡原因である生活習慣病の予防にもつながるものです。ですから、食事立派な薬になるのです。

ただし、毎日の食事だからこそ、楽しくなければ続けられません。そこで食のまちづくりにおいては“食を楽しむ”ことを姿勢に加えています。食のまちづくりの第一歩は、食を通じた市民の健康づくりから始めたいと思っています。「楽」が「薬」になったように、三笠市でも「楽しい」が皆さんの健康の「薬」になるように、これから魅力的な施策を展開していきたいと思っています。

令和4年1月号広報みかさより転載

2 食に関する教育の推進

(1) 基本方針

食物調理科として開校した北海道三笠高等学校においては、調理師免許や製菓衛生師国家試験受験資格等の取得による食のプロフェッショナルを養成していくほか、高校生レストランでの研修を通じて、食に関するさらなる専門的知識や技術を身に付け、接客や経営力などを学ぶことにより、社会で活躍できる人材の育成に努めます。

また、市民に対しても、高校生レストランに併設されている調理施設等を活用した料理教室や地域イベントなどの開催により、食に関する知識や技術等を学べる環境の充実を図り、食に関する教育の推進に努めます。

(2) 基本的施策（具体的事業）

ア 高等学校管理運営事業	高校生が豊かな教養と食に関する専門的な知識・技術を習得し、食のプロフェッショナルとして、自らの手で道を切り拓く力のある人材を育成するとともに、引き続き地域資源を活かした教育課程についても研究します。
イ 高校生レストラン管理運営事業	高校生が高校生レストランでの研修を通じて、食に関するさらなる専門的知識や技術を身に付け、接客や経営力などを学ぶことにより、引き続き社会

	で活躍できる人材育成を図ります。
--	------------------

ウ 高校生レストラン活性化推進事業	全国の高校生を対象とした料理コンクールや、パティシエを目指す高校生の洋菓子コンクールのほか、市民等を対象とした料理教室や講習会を開催し、引き続き食を通して将来に向けた人材育成や交流人口の増加を図ります。
-------------------	---

エ 学校給食センター整備事業	学校給食センターを建替し引き続き安全・安心で質の高い給食を安定的に提供し、衛生的で効率性の高い施設整備と運営を図ります。
----------------	--

オ 児童・小学生・中学生料理クラブ (仮称) 設立研究事業	幼少期から食に興味をもち、食の大切さや作る楽しさ、食べる楽しさなどを集団で学ぶとともに、食に関わる地域資源を生かし、これらのことを享受できる環境づくりを研究します。
----------------------------------	--

3 食を活用した産業及び経済の推進

(1) 基本方針

産業及び経済の推進は、既存の産業を活用するとともに、食材等の生産、製造、加工、流通、販売、調理などの各分野において食を多様に活用できる環境を整えて、北海道三笠高等学校卒業生をはじめとした起業者・飲食店への支援や食関連産業の誘致により、食街道の実現を目指すほか、特産品の開発や地域おこし協力隊制度の活用などによって市内産業の育成を図り、本市の産業全体の発展と市内経済の持続的な振興の推進に努めます。

また、新たに食を中心とした関連企業等の支援策について、検討します。

さらに、農業や観光とも食を通じた連携を推進し、相互の発展に努めます。

(2) 基本的施策（具体的事業）

ア 商工業活性化やる気応援補助事業	本市の商工業の活性化を目的として、起業化促進、経営の基盤強化、事業継承などの支援を引き続き行います。
-------------------	--

イ 商工業等元気支援補助事業	本市の商工業等の活性化を支援し経済の積極的な振興を図ることを目的に事業用施設を新設又は増設等を行った商業・観光業、製造業等を対象に
----------------	---

	した支援を引き続き行います。
--	----------------

ウ 産業開発促進補助事業	本市の産業の活性化及び雇用の確保を促進する製造業等の企業進出にあたって工場等の新設等に対し、支援を引き続き行います。
--------------	--

エ 三笠特産品ブランド化推進事業	三笠の食材などの高付加価値化や観光産業への経済効果を高めるため民間企業や農業者、商業者、三笠高校生とも連携し、特産品のブランド商品化に向けた新商品開発のシステム構築を目指します。
------------------	---

オ 飲食店等事業継承事業	市内飲食店等の事業継承の支援や活性化に資するため、国・道などの各種制度を活用し、飲食店の持続的な発展を目指した取組みを支援します。
--------------	---

カ 地域プロジェクトマネージャー活用事業	国の地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、専門的な人材が、三笠高校卒業生とのブリッジ的な役割りとなった中で、卒業生が回帰しやすい環境づくりと起業などを推進す
----------------------	--

	る取組みを検討します。
--	-------------

キ 地域活性化起業人事業	総務省で実施する企業人派遣制度を活用し、民間企業等の社員を一定期間受け入れ、地場産品等の開発、販路拡大等に引き続き取り組めます。
--------------	--

(1) 基本方針

市民の健全な食生活の推進や本市の食産業の推進には、市内農業の安定した経営が重要です。

このような状況から食料の安定供給と地場産物の活用等による農業の持続的な発展を図るため、新規就農者の確保・担い手の育成支援をはじめとし、農業の6次産業化に向けた支援や民間企業等との連携による地産地消の推進のほか、学校や保育所等、三笠高校生レストラン等における地場産物の活用による地産地消に努めます。

また、担い手への農地集積や労働生産性の向上を図るため、農地整備やスマート農業の推進に努めます。

さらに、農業者や民間企業等と連携し、ふるさと納税をはじめとしたPR等を含め、農産物の高付加価値化や販路拡大に努めます。

(2) 基本的施策（具体的事業）

ア 農業担い手確保・育成対策事業	担い手の確保を目的として、新規就農者の誘致活動及び奨励金等による支援を引き続き行い、市内農業の振興と地域活性化を図ります。
イ 中山間地域等直接支払交付金事業	生産条件が不利な中山間地域等で農業生産活動を行う農業者に対し、直接支払を行うことで、耕作放棄地の発生防止等、中山間地域の多面的機能の

	確保を引き続き行います。
--	--------------

ウ 多面的機能支払交付金事業	農地・農業用水等の生産資源や農村環境を守り、質を高める地域共同活動を行う組織に対し、活動費の一部を支払うことで、農村地域の生産資源や自然・景観などの保全を引き続き図ります。
----------------	--

エ 環境保全型農業直接支援対策交付金事業	農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、農業が本来有する自然循環機能の維持・増進及び地球温暖化防止や生物多様性に積極的に貢献し、環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を引き続き図ります。
----------------------	---

オ 農業生産基盤整備事業	安定した農業の生産を確保するため、農地の区画形成の改善や用排水路・農道整備、換地を行い生産性の改善を図ります。
--------------	---

カ 都市・農村交流促進事業	観光体験農園の推進及び農業体験ツアーの受け入れのほか、三笠で醸造されているワイ
---------------	---

	<p>ンの振興を図るため、農と食等の連携によるイベントを引き続き実施します。</p> <p>また、食関連施設の整備について、研究します。</p>
キ 農業チャレンジ補助金事業	<p>市内農産物の販売促進のための加工・販売施設整備や異業種との活動を引き続き支援し、市内農業者の持続的発展と所得向上を図ります。</p>
ク 農村景観活用推進事業	<p>景観植樹やフットパス整備などを通して、農村地域にある美しい農村景観を活用した農村観光づくりを検討します。</p>
ケ 地産地消推進事業	<p>市内農産物や特産品等の市内消費を促すため、啓発等の実施を通し、一層の地産地消の推進を目指します。</p>
コ 未利用熱資源等活用研究事業	<p>民間事業者と連携し、坑内水を利用した農業等の利用を研究します。</p>

5 食と連携した観光の推進

(1) 基本方針

近年において、食は観光目的の重要な要素の一つとなっていることから、本市においては、三笠高校生レストランや道の駅三笠に隣接する食の蔵をはじめ、達布地区のワイナリーなど本市の特色を生かした食関連施設と本市の自然と文化が融合した三笠ジオパークのジオツアーによる教育旅行と食の連携のほか、民間企業等との連携による農産物の収穫体験を受け入れるなど、体験型の食観光の推進に努めます。

また、飲食店や食に関連する企業の誘致など、産業の振興を図っていくとともに、施設整備を含め、食と連携した観光の推進に努めます。

(2) 基本的施策（具体的事業）

ア 三笠ジオパーク推進事業	三笠の持つ歴史や資源（農業、高校生レストラン、ワイナリーなども含む）を総合的に保存・活用し、教育や普及啓発活動を行うとともに、ジオツアーやイベントの充実を図り、交流人口の増加による地域経済の活性化を図ります。
イ 産業活力創造施設管理運営費	当該施設を有効活用し、市民のみならず観光客等市外来訪者へのプロモーション及び食を含む多様な販売を行い、経済活性化や市内事業者等の経営

	安定、地域振興を図ります。
--	---------------

ウ 地産地消推進事業（再掲）	市内農産物や特産品等の市内消費を促すため、啓発等の実施をとおした中で、一層の地産地消の推進を目指します。
----------------	--

エ 都市・農村交流促進事業（再掲）	<p>観光体験農園の推進及び農業体験ツアーの受け入れのほか、三笠で醸造されているワインの振興を図るため、農と食等の連携によるイベントを引き続き実施します。</p> <p>また、食関連施設の整備について、研究します。</p>
-------------------	---

6 その他の食のまちづくりの推進

(1) 基本方針

食のまちづくりを進めるにあたり、食のまちづくり基本条例の理念等について、市民や関係団体等の理解を深める取組みの推進や参画を促すことが重要であります。

また、食品残渣の堆肥化を市民等の協力のもと一層推進します。

さらに、身近な食の関わりとして、多くの市民が家庭菜園を楽しんでいる現状にあることから、市民の皆さんが菜園の知識を深められる取組みを行います。

(2) 基本的施策（具体的事業）

ア 食のまちづくり推進事業	食のまちづくりについて、市民や関係団体等の理解が深まるよう啓発などを行います。 また、市民や関係団体等から意見等を募り、わかりやすく市内外にPRできるよう取り組みます。
イ 食品残渣堆肥化推進事業	平成 19 年度から実施している食品残渣の堆肥化を市民等の協力のもと一層推進します。
ウ 市民の家庭菜園応援事業	多くの市民に身近な家庭菜園について、野菜作りの知識や楽しさ等を享受できるよう取

り組みます。



三笠の野菜「市来知物」の歴史について！

食のまちづくりでは、農業も重要になります。本市の農地開発は明治期に遡りますが、この頃のこと「三笠郷土史雑記(みやま書房、1971年)」という本に書かれているので紹介します。著者の供野外吉氏は明治35年生まれ、三笠の郷土史研究に尽くされた方です。…空知監獄廃監により用地が払い下げられたことで農地の開発は進み、一躍して市来知産の名声を高めた。明治末期からは農家の婦女や行商人が、そ菜かごを背負って各戸に売り歩くようになった。これとともに岩見沢、江別、栗山、苫小牧等の早朝の市場に出荷するため、十数台の荷馬車が一群となり、延々として未明の街道を進み、遠くは樺太にも輸送され、「市来知物」というそ菜の名声は品質と風味で信用を高めた。各地に優れたそ菜が生産されていた昭和初期ですら、札幌の八百屋店頭で「これは市来知物ですからいいのですよ。市来知は内地です。東京近在でしょう」と客と会話していたのを耳にしたことがある…(一部要約)。八百屋の店主は、あまりの質の良さに産地が東京近郊だろうと勘違いしたのでしょう。当時から三笠の野菜の質が高いことが窺える逸話です。食のまちづくりにおいては、こうした伝統も踏まえて施策を展開してまいります。

令和4年2月号広報みかさより転載

第3

推進体制等

1 推進体制

食のまちづくりを総合的に推進するため、基本計画推進委員会を設置します。

2 計画期間

令和4年度から令和11年度

※見直し時期は、上位計画の第9次総合計画の見直しに合わせ、適切に見直します。

3 参考資料

- (1) 基本的施策（具体的事業）に係る実施計画
- (2) 三笠市食のまちづくり基本条例
- (3) 三笠市食のまちづくり基本大綱

【参考資料】

基本的施策（具体的事業）に係る実施計画

●重点実施予定年度

○実施予定年度

1 食育を通じた健全で豊かな食生活の推進									
番号	基本的施策（具体的事業）の概要	年度							
		4	5	6	7	8	9	10	11
1	◎三笠市食育推進計画策定事業 【対象】 市民等 【内容】 ①計画策定期間 令和4年度 ②計画期間 令和5年度～令和11年度 ※必要に応じ計画変更	●							
2	◎乳幼児健康診査事業 【対象】 4・6か月児、1歳6か月児、3歳児 【内容】 保健師、管理栄養士による保健指導及び栄養指導	●	●	●	○	○	○	○	○
3	◎子育てサロン実施事業 【対象】 1歳未満児、1歳～2歳未満児 【内容】 ベビーヨガ、運動教室、保健師、管理栄養士による離乳食や幼児食教室等の実施	●	●	●	○	○	○	○	○
4	◎市立保育所児童・放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点食育推進事業 【対象】 児童等 【内容】 収穫体験、身近な食に関わる体験、食育に関わる講習会等の実施	●	●	●	○	○	○	○	○
5	◎小・中学校食育授業 【対象】 小・中学生 【内容】 新学習指導要領を基本に、義務教育の9年間をとおした食育について、引き続き取組む	○	○	○	○	○	○	○	○
6	◎学校給食レシピ発信事業 【対象】 小・中学生、その父母、市民等 【内容】 SNSを活用した給食レシピ等の情報発信	●	●	●	○	○	○	○	○

番号	基本的施策（具体的事業）の概要	年度							
		4	5	6	7	8	9	10	11
7	◎地域おこし協力隊等料理教室 【対象】 市民等 【内容】 地域おこし協力隊等による料理教室の実施	●	●	●	○	○	○	○	○
8	◎生活習慣病予防水中運動教室実施事業（調理実習） 【対象】 市民（水中運動教室参加者） 【内容】 生活習慣病予防に関わる調理実教室の実施	●	●	●	○	○	○	○	○
9	◎食育講演会実施事業 【対象】 市民等 【内容】 食育に関する講演会の実施	●	●	●	○	○	○	○	○
10	◎コミュニティサポート事業活用高齢者栄養指導推進事業 【対象】 市民 【内容】 管理栄養士によるコミュニティサポート事業での高齢者等への栄養指導を実施	●	●	●	○	○	○	○	○
11	◎訪問型高齢者栄養指導実施事業 【対象】 市民（65歳以上） 【内容】 地域包括支援に関わる事業と連携し、管理栄養士が高齢者を対象に訪問し栄養指導を実施	●	●	●	○	○	○	○	○
12	◎食と健康等産学官連携推進研究事業 【対象】 企業、大学等 【内容】 企業、大学等との連携を検討し、健康増進、産業振興等の推進を目指す	●	●	●					
13	◎食と健康ボランティア事業 【対象】 市民 【内容】 保健推進員による食と健康づくりボランティア活動を推進	●	●	●	○	○	○	○	○

2 食に関する教育の推進		年度							
番号	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11
14	◎高等学校管理運営事業 【対象】 三笠高校生 【内容】 三笠高校の管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○
15	◎高校生レストラン管理運営事業 【対象】 三笠高校生、市民等 【内容】 高校生レストランの管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○
16	◎高校生レストラン活性化推進事業 【対象】 高校生、市民等 【内容】 料理コンクール等や料理教室、講習会の実施	○	○	○	○	○	○	○	○
17	◎学校給食センター整備事業 【対象】 小・中・高校生 【内容】 学校給食センターの建替	●	●						
18	◎児童・小学生・中学生料理クラブ（仮称） 設立研究事業 【対象】 児童・小・中校生 【内容】 料理クラブの設立、運営	●	●	●					

3 食を活用した産業及び経済の推進									
番号	事業名	年度							
		4	5	6	7	8	9	10	11
19	◎商工業活性化やる気応援補助事業 【対象】 商業者等 【内容】 起業化促進、経営基盤強化、事業継承などの支援	●	●	●	○	○	○	○	○
20	◎商工業等元気支援補助事業 【対象】 商工業者等 【内容】 商業、観光業、製造業等を対象とした事業用施設の新設、増設に対する支援	●	●	●	○	○	○	○	○
21	◎産業開発促進補助事業 【対象】 企業 【内容】 企業進出にあたっての工場等の新設等に対する支援	○	○	○	○	○	○	○	○
22	◎三笠特産品ブランド化推進事業 【対象】 市民等、団体、企業 【内容】 三笠の特産品のブランド商品化に向けた新商品開発のシステム構築を目指す		●	●	○	○	○	○	○
23	◎飲食店等事業継承事業 【対象】 飲食店等 【内容】 市内飲食店等の事業継承や活性化に対する支援	○	○	○	○	○	○	○	○
24	◎地域プロジェクトマネージャー活用事業 【対象】 三笠高校卒業生等 【内容】 国の制度を活用し、三笠高校卒業生との橋渡しの役割を担う地域プロジェクトマネージャーの活動をとおして、卒業生が回帰しやすい環境づくりを目指す	●	●	●					
25	◎地域活性化起業人事業 【対象】 企業 【内容】 国の企業人派遣制度を活用し、地場産品等の開発、販路拡大等の取組みを実施	●	●						

4 食を育む環境の推進		年度							
番号	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11
		26	◎農業担い手確保・育成対策事業 【対象】 就農者 【内容】 新規就農者の誘致活動、奨励金等の支援	○	○	○	○	○	○
27	◎日本型直接支払交付金事業（中山間・多面的・環境保全） 【対象】 農業者等 【内容】 農業者が中心となって組織した団体が実施する地域活動や営農活動の支援することで、農地及び集落の維持管理等を推進し、農業の多面的機能の向上を図る	○	○	○	○	○	○	○	○
28	◎農業生産基盤整備事業 【対象】 農業者 【内容】 農地の区画形成の改善、用排水路・農道整備、換地を行い生産性の改善を実施	○	○	○	○	○	○	○	○
29	◎都市・農村交流促進事業 【対象】 農業者、市民等、観光客 【内容】 観光体験農園の推進、農業体験ツアーの受け入れ、ワイン関連イベントの実施、食関連施設整備の研究	○	○	○	○	○	○	○	○
30	◎農業チャレンジ補助金事業 【対象】 農業者 【内容】 市内農産物の販売促進のための加工・販売施設整備等への支援	○	○	○	○	○	○	○	○
31	◎農村景観活用推進事業 【対象】 観光客、市民等 【内容】 景観植樹、フットパス整備などをおとした美しい農村景観を活用した農村観光づくりの検討		●	●	○	○	○	○	○
32	◎地産地消推進事業 【対象】 市民等 【内容】 市内農産物や特産品等の市内消費を促す啓発等の実施		●	●	○	○	○	○	○
33	◎未利用熱資源等活用研究事業 【対象】 農業者等 【内容】 坑内水を利用した農業等の利用を研究						●	●	●

5 食と連携した観光の推進		年度							
番号	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11
34	◎三笠ジオパーク推進事業 【対象】 観光客、教育旅行者、市民等 【内容】 三笠の歴史や資源（農業、高校生レストラン、ワイナリー等）を総合的に保存・活用し、教育や普及活動のほか、ジオツアーやイベントを開催	●	●	●	○	○	○	○	○
35	◎産業活力創造施設管理運営費 【対象】 市民等、観光客 【内容】 当該施設を有効活用し、プロモーションの実施、食を含む多様な販売を行う	●	●	●	○	○	○	○	○
再掲	農村景観活用推進事業		●	●	○	○	○	○	○
再掲	地産地消推進事業		●	●	○	○	○	○	○

6 その他の食のまちづくりの推進		年度							
番号	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11
36	◎食のまちづくり推進事業 【対象】 市民等 【内容】 食のまちづくりの推進のため、啓発等を実施	●	●	●	○	○	○	○	○
37	◎食品残渣堆肥化推進事業 【対象】 市民、市内事業者等 【内容】 食品残渣堆肥化の推進	○	○	○	○	○	○	○	○
38	◎市民の家庭菜園応援事業 【対象】 市民等 【内容】 市民に身近な家庭菜園について、野菜作りの知識や楽しさ等を伝える講座等を実施	●	●	●	○	○	○	○	○